解散公告

当法人は、平成三十年一月十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月三十日

福岡県大牟田市松浦町三番地一〇

特定非営利活動法人アペルト

清算人　甲斐田誠義

解散公告

当法人は、社員総会の決議により、平成二十九年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月三十日

長崎市虹が丘町二四一四番地三

特定非営利活動法人まめの木保育センター

清算人　中西　敦信

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月三十日

熊本市西区谷尾崎町一〇八二番地九

有限会社エアシス

清算人　川畑　涼代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月三十日

熊本市南区無田口町一七四一番地一

有限会社熊誠電機工業

清算人　上村　誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月三十日

宮崎県北諸県郡三股町大字樺山四五五四番地一

有限会社今村自動車商会

清算人　今村美津子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年八月十六日開催の社員総会の決議並びに秋田県知事の認可により平成三十年一月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月三十日

秋田県山本郡三種町鹿渡字片カリ橋六二番地

医療法人健歯会

清算人　佐藤　健

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年五月十五日開催の理事会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十九年十一月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月三十日

神戸市中央区北長狭通四丁目七番二〇号

医療法人財団バルモア病院

清算人　北井　歩

解散公告（第二回）

当基金は、平成三十年一月十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月三十日

大阪府大阪市西区西本町一―三―一五大阪建大ビル五階

大阪府水道工事業厚生年金基金

代表清算人　前田　隆司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年七月三十一日開催の社員総会の決議並びに島根県知事の認可により、平成二十九年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月三十日

島根県浜田市殿町一〇番地四

医療法人藤山会

清算人　中山　瑞枝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年十二月三十一日定款所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月三十日

沖縄県豊見城市字名嘉地一一二番地の一

医療法人からし種会

清算人　眞境名豊次

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年十二月七日東京都知事の認可を得て解散したので、当組合に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成三十年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成三十年一月三十日

東京都中央区京橋二丁目二番一号

京橋二丁目西地区市街地再開発組合

代表清算人　北原　敬三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目一四一番地、最後の住所福岡県筑紫野市大字筑紫六六七番地二〇〇　被相続人　亡　大久保富雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

事務所札幌市中央区北一条西九丁目三番地二七第三古久根ビル五階札幌あすかぜ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齊藤　佑揮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市浅岸一丁目一六番、最後の住所岩手県盛岡市浅岸一丁目一六番一二号　被相続人　亡　中田　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

岩手県盛岡市中央通一丁目一二番七号仁王惣門ビル五階B号室

相続財産管理人　太田　秀栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県黒川郡大和町吉岡字中町五三番地、最後の住所宮城県仙台市若林区中倉三丁目九番一〇号やすらぎ苑仙台　被相続人　亡　佐々木幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

宮城県仙台市青葉区国分町一丁目七番一八号白峰広瀬通ビル七階

相続財産管理人　関野　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市新保田中町七八三番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　内田　雅俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十日

群馬県高崎市八千代町一丁目一九番五号

田中善信法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　仁美

第14期決算公告　平成30年1月30日

栃木県小山市城東一丁目6番33号

ＴＢＣシルバーサービス株式会社

代表取締役　田中　秀幸

貸借対照表の要旨（平成29年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	232,484
	固定資産	825,258
	合計	1,057,743
負債及び純資産の部	流動負債	163,102
	固定負債	588,174
	株主資本	306,466
	資本金	50,000
	資本剰余金	6,000
	その他資本剰余金	6,000
	利益剰余金	250,466
	利益準備金	1,412
	その他利益剰余金	249,054
	（うち当期純利益）	(49,744)
	合計	1,057,743